



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 油研工業株式会社
代表者名 取締役社長 田中 治
(コード番号 6393 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 永久 秀治
(TEL 0467-77-2111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、株式併合及び定款の一部変更について、本年6月27日開催予定の第73回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- | | |
|---------------|--|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・割合 | 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。 |
| ③併合後の発行可能株式総数 | 9,600,000株（併合前：96,000,000株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に、上記のとおり変更したも |

のとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	45,106,764 株
併合により減少する株式数	40,596,088 株
併合後の発行済株式総数	4,510,676 株

（注）併合により減少する株式の数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合から算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	176 名（3.34%）	403 株（0.00%）
10 株以上	5,086 名（96.66%）	45,106,361 株（100.00%）
総株主	5,262 名（100.00%）	45,106,764 株（100.00%）

本株式併合を行った結果、保有株式数が 10 株未満の株主様 176 名（その所有株式の合計は 403 株。平成 29 年 3 月 31 日現在）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株主併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆さまに対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

⑦併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①上記「2. (1) 併合を行う理由」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

②電子公告制度の採用による利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条（公告方法）につきまして電子公告への変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	改定案
(公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由</u> <u>によって電子公告をすることができ</u> <u>ない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する 方法により行う。

<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,600 万株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>960 万株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p>
--	---

(3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 12 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 27 日 (予定) |
| (3) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) ※ |

※ 定款第 5 条 (公告方法) については第 73 回定時株主総会での承認後直ちに効力発生するものといたしますが、第 6 条 (発行可能株式総数) 及び第 8 条 (単元株式数) については、平成 29 年 10 月 1 日が効力発生日となります。

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更と株式併合に関する Q & A

【ご参考】

単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、普通株式を10株につき1株の割合で併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更と株式併合をなぜ実施するのですか？

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単位株式数、すなわち売買単位を最終的に100株に統一することを目標としており、当社としてはこれに応えるため、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1売買単位当りの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に合わせるとともに、各株主様の議決権の数に変更がないよう、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当りの純資産額は10倍となるためです。

Q 4. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年6月27日	定時株主総会
平成29年9月27日	当社株式の売買単位が100株に変更
平成29年10月1日	単元株式変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月1日	定款の一部変更の効力発生日 ※

※ 定款第5条（公告方法）については第73回定時株主総会でのご承認後直ちに効力発生するものといたしますが、第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）については、平成29年10月1日が効力発生日となります。

平成29年11月中旬	株主様へ株式併合割当通知発送
------------	----------------

Q 5. 所有株数と議決権個数はどうなりますか？

〈保有株式数について〉

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

〈議決権個数について〉

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 への変更）を行うため、各株主様の議決権個数は変わりません。具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権個数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権個数		所有株式数	議決権個数	端数株式
例 1	3,000 株	3 個		300 株	3 個	なし
例 2	1,700 株	1 個		170 株	1 個	なし
例 3	505 株	なし		50 株	なし	0.5 株
例 4	3 株	なし		なし	なし	0.3 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます）が生じた場合（上記の例 3、4）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、または単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問合せ下さい。

効力発生前のご所有株式数が 10 株未満のみの場合（上記の例 4 のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

特段のお手続きの必要はございません。

【お問合せ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 : 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時まで (土日・祝日を除く)

以上